

4月7日(5日目)

1. 開議並に散会時刻

自午前10時～至午前11時(1分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	5番 宮里敏行
6番 瑞慶覽朝村	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 棚原慶信
10番 楢嶺正康	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 如名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村春仁
16番 武島行男	17番 佐喜夏弘
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

3. 不応招議員は次のとおりである。

4番 波名喜席仁

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 島袋全一 助役 沢山安一  
 総務課長 吳屋好永 財政課長 仲村春信

住民課長代理 知念和雄 民生課長 当山金喜  
 経済課長 伊佐友誠 観光課長 古波蔵信三  
 都市課長 島村善幸 土木課長 島袋善信  
 水道工務係長 金城健栄 消防団長 大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。  
 事務局長 宮城光雄 議事係長 末吉健男  
 書記 島袋真由

8. 議事日程は次のとおりである。  
 日程第1. 諮問第2号 水道事業の組織及び  
 管理者の設置について  
 " 2. 議案第9号 宜野湾市公設市場使  
 用料徴収条例の一部を改正する  
 条例  
 " 3. 議案第17号 宜野湾市議会事務局設  
 置条例の一部を改正する条例について  
 " 4. 議案第18号 宜野湾市議会々議規則  
 の改定について  
 " 5. 議案第16号 監査委員選任同意に  
 ついて

議長 出席15名、欠席7名、市町村自治法の第53条の規定により、議会は成立致しております。よって、欠会より本日の会議を開きます。(午前10時)

議長 暫く休憩致します。(午前10時1分)

議長 再開致します。(午前10時2分)

議長 日程の順に従いまして進行して行きたいと思っております。日程第1、諮問第2号、~~水~~水道事業の組織及び管理者の設置につきましては先きの本会議で総務常任委員会の方に付託してありましたが、報告が参っております。一応本案を上程致します。休憩致しまして、事務局長をして朗読せしめます。

議長 暫く休憩致します。(午前10時3分)

議長 再開致します。(午前10時5分)

議長 総務常任委員長の報告を求めます。

総務委員長 総務委員会における審査の経過について御報告申し上げます。本諮問案につきましては、内容の説明の通り、今年の公営事業等の施行に伴いまして、7月1日から実施工事を予定にしております。

総務  
員長

それに備えて、本市における現行の機  
構組織をすくなくともこの内らいのもとに  
管理者を設置せよと云う内容でござい  
ます。現行の組織更に事務を担当する  
ところの職員の責任の態勢の面、どうい  
やうな面を分析してみたい場合、どうい  
やうな内部の強化をやらなければいけな  
いこと、特に今回の不祥事件が惹起した  
ということにまつましても、その内部の  
体制、或は報告書の理由の中にも申し  
上げてあります通り、充分な流れ作業、  
いかに内部の牽制制度が全然なされて  
ないこと、云ったようなことは大まか  
な欠陥があるんが、ないかと云うよう  
なことも一応考え合せました。当局が  
今考えてあります所の水道事業の組織  
を改め、その管理者を設置すると云った  
ようなことには、時期に適切な組織であ  
るといふふうには委員としては認められ  
ております。そう云ったような見地から  
この問題については、いさゝか審査もや  
らなければいけません。現時点におきま  
しては、他市町村特に那覇、コサ、浦添  
或は平良市、石垣市と云ったような規  
模の本市より規模のやや大きな市村  
或は似かよった市村の状況も聞いてい  
たいわけでもございまして、他の市村に  
あつてもこの法に該当する市職員の持  
つていふところにおきましては、その  
準備をすくなくと進めたい

総務委員  
 長  
 ようでござります。反面、那覇におきましては、この制度は採用したという事ではござります。それにはいろいろと理由があるように受け給っております。いそれにしてしましても、本市におけるこれからの水道事業と申しますのは増大する傾向にござります。特に現在今日議決しております所の5号線一帯の水道~~施設~~施設を施設することによってその事業分量は急速に増大するんじゃないかと云ったようなことからして、早急にこの問題を充分検討しまして、それ責任体制を明確にする立場から、この計画は適正であると言ふようにして、委員会として結論を出してあります。本来通り答申すべきであると言ふように決定してござります。どうぞ一つ、委員会の案も充分に御検討していただきまして、それから審議をしていただきたいと思ひます。尚足りない面につきましては質疑にお答へ致したいと思ひます。簡単ではござりますが御報告申し上げます。

議長 本案に対する質疑を許します。

1番 この水道部の設置の新機構ですが、これに伴って7月1日から実施するとなると現時点においてはその構想、即ち職員を増減、増すのか減すのか、

1番	ど水と人事の移動。これ等の対象になる人事ですね、その辺も検討はありますか。
総務委員 委員長	お答え致します。現在の定数が31名でございます。それには2人の臨時がおりますが、これの発足を7月を目標にして当局としても準備を進めておられるようであります。尚定員の増減につきましては、これからこの組織替えをしたら増員するんだと云うことにはなくして、これから事業の事業量の増大に伴って、後々5年ぐらいは増やしておくようでございます。
議長	暫く休憩致します。(午前10時15分)
議長	再開致します。(午前10時18分) 本案につきましては質疑を終り、委員長報告も併せて終了したいと思います。
議長	本案に対する討論を求めます。
議長	討論を省略したいと思っておりますが御異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ)
議長	御異議ございませんので討論を省略

議長	致しまして表決に移ります。
議長	諮問第2号 水道事業の組織及び管理者の設置については原來通り可と回答申すことに御異議ございませんか。
議長	御異議なしと認めます。よって左様決定致します。
議長	日程第2. 議案第9号 宜野湾市公設市場使用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして先きの本会議で総務常任委員会の方に付託してありましたが報告書が参っておりますので本案を上程致します。事務局長をして朗読せしめます。
議長	暫く休憩致します。(午前10時20分)
議長	再開致します。(午前10時22分)
議長	本案に対する総務委員長の報告を求めます。
総務委員長	本議案に当り、総務委員会の審査の経過について御報告申し上げます。本議案の内容につきましては、提案理由の中にはございませうに現行の徴収の方法を何とか合理化しようとするゆゑに現行

総務委員  
 下は毎日徴収になつておりましたが、これを事務合理化と云つたような面から月払いに致しまして、それを前払いとせよと云うのがこの改正のねらいでございます。そこで委員会と致しましては、利害が相反する両当事者がござりますので、当局の課長の意見もそれから市の施設を使用しておりまうとこの使用者側代表の意見も充分聴取致しまして、そして検討に入つた訳でございます。そこで問題になりまして、点を申し上げますと、使用者側の立場からしました場合には事務合理化或は事務の簡素化と云つたような面から一方的に使用者側に負担をかけるやうと不利益を与えるやうなことでこの改正につきましては、あまり賛成してはなかつた訳でございます。反面当局におきましては、現行の通りしますと、現在でもスリの延滞者もおりますが、最も大きいのは幣巻になつているのは一人の職員が殆どこの作業に徴収、それから伝票の整理と云つたような面に費して、そして他の事務の面にはどうしても当てられないと云つたようなことでどうしても人件費を節減する或は充份陣容を活用するやうな面から月払いに一括払いにして、そして前払いにするこゝとによつてこの運営の面から計れるんじやないかと云つたやうな考え方がござります。そこでこの両者の意見を充分考慮



係長  
 に入れまして、委員会個々にお願いもいろいろ  
 な意見があった訳でございますが、例  
 えは業者の育成を考えた、そして負担を軽  
 減すべきであるといったような立場から  
 打ち出して、この前払いと後払い  
 方式にしてもいいんじゃないかと云ったよ  
 うな意見、或は一月分を分割して又別に  
 徴収し、それを前払いにするとか、或は3  
 回に分けて前払いと後払いと云ったよう  
 ないろいろの意見も出た訳でございます  
 が、この理由にもござりまするよう、この問  
 題につきましては現在の業者の育成、勿論  
 保護の段階は既に通り越しまして、これ  
 から保護して育成してこの市の施設で  
 営業を営む方々の発展もすべきであると、  
 或は現在の毎日徴収、毎日30名分、  
 乃至全員の指標をいっいち作らなくちゃ  
 いかなと云ったような年間をもっと合理化  
 致しましてせめて済ませよう、半分ぐらいに  
 ても縮めて所期の目的を充分果せる  
 ような体制に持って行くべきである云々の  
 ような意見の統一を見まして、そして一部  
 を修正して、原案を可決すべきだ云うふう  
 な結論を出した訳であります。その修  
 正の部分でござりまするが、原案におき  
 ましては1ヶ月分を一括して前払いと云  
 うことになって、この修正した  
 部分におきましては1ヶ月分を又別に分  
 けて徴収をすると、そして15日と30日に

総務委員 員長	その月の分を納付させるというふうな申請 してござります。この理由につきましては、 今先き申し上げましたように両者の立場 を充分考慮に入れて結論を出してご ざりますので委員会案を充分御検討して いただきます。尚質疑にお答 え致したいと思っております。
議長	本案に対する質疑を許します。
議長	暫く休憩致します。(午前10時30分)
議長	再開致します。(午前10時30分)
14番	この店舗を賃貸借する場合には、権利 金みたいな何か保証金は取つてお りますか。
総務委 員長	現在は一月分に該当する、値する所の 敷金として保証金としてもらっております。 それは条例にちゃんとしてござります。
3番	今の保証金は才入の面での項目に 計上されておられますか。
助役	これにつきましてははつより委員会とし て聞いておりませんから当局をして、 お答え申し上げたいと思っております。これは 雑部金報いで、これは才入ではありませ

助役	ん。いしゆ子保証金として、取り扱って下さる かです。
3番	その保証金は入金では受けられない訳 です。そうすると預り金でござりますが。
助役	そうです。
3番	現在いくらですか。預っているならば、はつ まひいくらあるということは分っています です。
助役	600 くらいです。
3番	600 くらいかかやがて立派な数字として その預り金の保管状況ですか。現金で そのにありあるのか。預り金としてあるのか。
助役	預り金としてあります。＃806.00
12番	現在条例におまますと、最高が10中 最低が8中となっておりますが、1と10中 の10中の組がいくらあります。それから 現在8中で貸してある件数はいくらあり ますか。
総務委 員長	お答え致します。全部8中でござります ます。

12番 全部8中、そうしますという。今度の改正する条例におままして全部1平方メートル70中で借すという前提です。

総務委員長 額にホッとはそう変わりません。現行の額とです。

12番 現行の額との差というよりは、現在全部が坪8中で貸してあるというのであれば改正後も最低の1平方メートル70中で全部貸して上げるかどうか。

総務委員長 一応はそういう考え方のようになっています。

議長 暫く休憩致します。(午前10時34分)

議長 再開致します。(午前10時34分)

20番 本案件に対し、総務委員会の方で白間の審議をしておりますが、審査の過程において、使用者側委員何名御出席なされておりますか。それとその業者が市場使用料徴収条例の改正に当たって、全業者の委任を受けたか、そこ辺をおたずねしたいと思っております。

総務委員長 以今の質問につきましては、やはり委員会と致しましては利害が相互な質問

総務委  
 員長 題でございまして、慎重に考えまして、  
 代表者という方々御三名で出席していただ  
 いております。その方々が企業者から  
 委任を受けたかというかははっきりしていま  
 せんが、組合長並びに副組合長或いは  
 最高幹部だといったような方々が出  
 席されております。この組合員であります  
 とこの他の会員の方々からはですね、  
 ある程度委任を受けたんじゃないかと  
 その話を充分聞いての上で出席して頂  
 いたんじゃないかと思っております。そうい  
 うふうには委員会としては受けた訳でござ  
 います

20番 当局にお尋ね致します。おレの一部が  
 改正された場合、何時から適用される  
 ついてござりますか。

助役 提案にも7月1日としてあります。

20番 そうですか、どうも失礼致しました。

10番 委員会案の修正案につきましては、15日  
 と30日と納付というふうになっていま  
 が、原案の第3条の2項ですね、これとの  
 関係はどうなっておりますか。

総務委  
 員長 お答え致します。第3条の2項は新規  
 のものでござります。新規に許可され

総務委員長 ところがこの使用料の納付の方法でござります。これとは別に直接の関連はしないんじゃないかと、このように考えております。

10番 これは必要でございますか。

総務委員長 必要でございます。といえますと新規に入った使用者側に対しましては、使用の許可を要するんだと、するんだといふような形式になるかと思っております。その許可の日から5日以内に営業しなさいと、一応は5日以内に家賃使用料を納付しなさいとかならないうこととござります。当然これは生かしておいた方がいいんじゃないかとこのように考えております。

19番 名目は事務合理化とそういふことになっております。実際に関係する職員はアすゆ、1人ごとの位々の時間と事務分量を持っております。

総務委員長 お答え致します。これにつきましても突っ込んで委員会としましては検討した訳でござりますけれども、先程御説明申し上げたように1人が、1人の職員が、殆んど徴収と水から伝票の整理、そういったような面に費されております。

総務委員長 でございます。その入件費が約15000  
ぐらしかかっているようであります。従いま  
して正規な時間、勤務時間と見做して  
これに費したのではないかとこのように考えて  
おります。

12番 10番議員の質問に関して質問致し  
ます。第2条の2項、この条文は必要と今、  
委員長はおっしゃっておりますが、きどうい  
う点から必要としておりますか。

総務委員長 先程も御説明申し上げたように例えは、  
この諸施設を使用する方は営業を始  
めようが始めまいが一応は使用を許  
可とするんだという許可を受けた者に  
ついては営業は例えは特に風俗営業  
みたいな許可事業、許可営業といった  
ような、このどういったような業者でも、  
一応は許可をされたら、営業を始めよ  
うが始めまいが5日以内に使用料は  
納めなくてはならないということになっ  
ておりますので、その場合、3条の本文が改  
正されますので、その本文によって充分に  
納付させるんだといったようなことにな  
るかと思っております。

12番 いや、申し上げる質問は第2条  
2項の2項、2項農産市場の使用料  
は、別に定めるので無料とするという。

12番 条文について質問している訳です。

総務委員 長 3条の2項はいいですが。

12番 2条の、あっ失礼致しました。私が申し上げるのは2条の2項でございます。失礼しました。間違えました。

総務委員 長 2条の2項はですか。農産市場との問題など思ふんですが。

議長 本案に対する質疑、並に委員長報告を終ります。本案に対する討論を求めます。

議長 討論も省略致したいと思はれますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼び)

議長 御異議ございませんので、討論を省略致しまして採決に入ります。

議長 議案第7号、宜野湾市公設市場使用料徴収条例の一部を改正する条例について採決致します。

議長 委員会の案通り、一部修正して可決する



議長 ことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんの左様決定  
致します。

議長 次は議案第17号、宜野湾市議会事務局  
設置条例の一部を改正する条例に  
ついて、並びに日程第4の議案第10号、  
宜野湾市議会会議規則の改廃につ  
いて、両案を一括上程致します。一応  
事務局長をして朗読申し上げます。

議長 暫く休憩致します。(午前10時46分)

議長 再開致します。(午前10時56分)

議長 本案に対する質疑を許します。  
議案第17号、並びに議案第18号につ  
きましては質疑の段階で総務常任委員会  
の方に付託したいと思っておりますが、御異  
議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんの左様決定致  
します。尚、審査の方法につきましては、  
方法は休会中に審査して頂きました、次の

議長 定例会までに報告して頂きますようお願い  
致します。

議長 暫く休憩致します。(午前10時57分)

議長 再開致します。(午前11時8分)

議長 日程第5、議案第16号、監査委員の選  
任同意については審議中でありましたの  
で、改めて工程致します。本案に対する  
質疑がございます。

(質疑・討論省略と呼び)

議長 質疑・討論を省略することに御異議ご  
ざりませんか。

(異議なしと呼び)

議長 御異議ございませんので、質疑・討論を  
省略しまして採決に入ります。原案通り  
同意することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼び)

議長 御異議ございませんので、左様決定  
致します。これで一日全日程は終了  
致しておりますが、会期を打ち切りたいと  
思っております。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、会期を打ち切ります。第2回宜野湾市議会定例会はこれを持って終了ことに致します。慎重御審議に頂きます。誠にありがとうございました。

閉会 (午前11時11分)

上記会議録の記載は、書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1967年12月23日

五野市社会会長 古波蔵 清次郎  
議事録署名議員 又吉 正弘  
議事録署名議員 中村 春仁